

## 特集

## 特集「各国の『職業と世系に基づく差別』」解題

友永 健三

## 一 国連と「世系」「職業と世系」に基づく差別

差別撤廃は、人権を確立していくうえで基礎になる課題である。それゆえ、世界人権宣言の第一条では「自由平等」を、第二条では「権利と自由の享有に関する無差別待遇」を規定している。国連で採択された人権諸条約の中で明確に差別撤廃を目的とした条約は「人種差別撤廃条約」と「女性差別撤廃条約」である。このうち、人種差別撤廃条約の第一条では、この条約でいう「人種」として、「人種 (race)」、「皮膚の色 (color)」、「世系 (descent)」、「民族的 (national)」、「種族的 (ethnic)」出身を列挙している。人種差別撤廃条約の履行状況を監視するためにこの条約に基づき設置された人種差別撤廃委

員会は政府報告書の審査の中で、インド・ネパール・バングラデシュでみられるダリットに対する差別、日本に存在する部落差別が、条約第一条で規定されている「世系」に基づく差別であると指摘し、条約に基づき差別撤廃に取り組むことを求めている。しかしながら、インド政府や日本政府は、人種差別撤廃条約で規定されている「世系」は、あくまでも人種や民族を異にする系統に基づくもので、ダリットに対する差別や部落差別は「世系」に基づく差別には含まれないとの反論を行っている。このため、人種差別撤廃委員会は二〇〇二年八月、人種差別撤廃条約第一条で規定された「世系」に関するテーマ別討議を行い、一般的勧告XXIXを採択した。この中で委員会は「世系に基づく差別が、カースト及びそれに類似する地位の世襲制度等の、人権の平等な享有を妨げまたは害する社会階層化の形態に基づく集団の構成員に対

する差別を含むこと」を再確認すると指摘し、インドのダリットに対する差別、さらには日本の部落差別が含まれることを明確にした<sup>①</sup>。

一方、国連人権促進保護小委員会（「人権小委員会」）も二〇〇〇年八月、「職業と世系に基づく差別に関する決議」を採択、翌年八月の人権小委員会にグネセケレ委員による報告書が提出され、その中で、インド・スリランカ・ネパール・パキスタンのダリットに対する差別と日本の部落差別が報告された。さらに二〇〇三年八月の人権小委員会には、アスピヨーン・アイデ、横田洋三の両委員による拡大作業文書が提出され、新たにアフリカにおける「職業と世系に基づく差別」が報告された<sup>②</sup>。

こうして、今日、日本の部落差別は、南アジアのダリットに対する差別、アフリカの類似の差別とともに「世系」あるいは「職業と世系」に基づく差別として把握され、国際的にも撤廃がめざされるところとなっている。

## 二 インドにおけるダリットに対する差別

「世系」あるいは「職業と世系」に基づく差別が最も典型的に存在するインドにおいては、人口のおよそ一五％に及ぶ人びとがダリット（不可触民、指定カースト）

として差別されている。インドの人口は現在およそ一〇億人といわれ、一億五〇〇〇万もの人びとが差別に苦しんでいることとなる。インドにおける差別はカースト制度に基づく差別であるといわれるが、カースト制度とは、サンスクリット語で「ジャーティ」と「ヴァルナ」と呼ばれる二つの異なった概念が結合されたものである。「ジャーティ」とは「生まれ」を意味し、主として世襲化された同一の職業に従事する内婚集団を指す。例えば司祭、書記、大工、陶工、理髪師、洗濯人、皮革加工職人、清掃人などの職業集団で、その数は二〇〇〇〜三〇〇〇に及ぶといわれている。一方「ヴァルナ」とは「色」を意味し、支配階級のもとに包摂され、序列化された階層のことで、バラモン、クシャトリア、バイシャ、シュードラ、アティシュードラといった五つの階層区分がそれぞれにあたる。それぞれのジャーティは、いずれかのヴァルナに位置づけられるが、その基準は、ヒンズー教に基づく浄・不浄に基づく序列である<sup>③</sup>。

本特集に収録されたインド・ダリット研究所のスカデオ・ソラット所長による「カースト、経済的排除・差別そして貧困—インドのダリット収奪—」は、ダリットに対する差別を主として経済面から分析し、①カーストに基づく経済的排除、②その結果もたらされたダリットの

貧困の状況、③排除・差別に対するインド政府の戦略等が体系的に整理されている。ソラット所長とは今後両研究所間の連携を図っていくことを話し合ったが、今回の論文紹介は、そのための第一歩である。

### 三 アフリカでの「職業と世系に基づく差別」

従来日本では、部落差別に類似した差別としてインドのカースト制度に基づく差別は知られていた。しかし、日本の部落差別やインドのダリットに対する差別が国連で取り上げられ、これらの差別が「世系」あるいは「職業と世系」に基づく差別として、より普遍的な形で扱われるようになったことで、同様の差別がアフリカにもあるとの指摘が行われるようになってきた。その一例としてアメリカに本部を置く人権NGOヒューマンライツ・ウォッチが、「カースト差別と地球規模の課題」と題した文書を、国連が南アフリカのダーバンで主催した反人種主義・差別撤廃世界会議（二〇〇一年八月～九月）に向けて発表した。そこでは、南アジアにおけるダリットに対する差別や日本の部落差別とともに、西アフリカのモーリタニア、セネガル、ナイジェリアにおける同様の差別を取り上げている。また、二〇〇三年八月に人権小

委員会に提出されたアイデ、横田の両委員による上記拡大作業文書でも、西アフリカの内婚集団、北東アフリカの集団、北東アフリカの元猟師・採集人、ソマリアのサブ集団、イエメンのアクダム（「召使い」）、イボランドのオス（「儀式の僕」）などが報告されている。

アフリカをフィールドにしている日本の文化人類学者の間でも、アフリカに存在する身分差別に関する言及が散見される。たとえば『世界の歴史24 アフリカの民族と社会』の中では、「一般的に政治的に低い層は、高い層の人びとと話すときには高い層の言語を利用する。この高いか低いかは、歴史的な力関係で決まってくる。一つの民族内でも、例えばカースト的な特徴を持つ農耕社会では、「軍隊の階級」のようにいくつもの階層に分かれている。それにくらべてかなり等質的に見える牧畜社会においては、少なくとも貴族と平民の二つの出自集団に分かれている」（一〇七頁）、「ハウサ社会（引用者注―今日のナイジェリア北部に存在したハウサ人の社会）はまた、職業によって複雑な階層制度を發展させたことでも知られている。王や貴族は最上層におかれ、ついでイスラーム聖職者・法律家などが上位の階層を占め、さらに遠距離交易に従事する商人など裕福な商人からなる層がある。さらに小商人や職人たちの階層がおかれたが、職

人の種類には革細工職人、織工、染色工、仕立屋、大工、建築職人などのほか鍛冶屋がふくまれる。最下層には、奴隷や宦官たちからなる層がおかれた」(一九〇頁)と  
 いった指摘がなされている。<sup>5)</sup>

本特集に収録したダカール大学のベンダ・ムボウ教授による「セネガルの民主主義、人権およびカースト」は、セネガルと西アフリカにみられるカースト制度に起因する差別に関する論考で、とりわけ、セネガルにおける現代政治の中でカースト制度の及ぼす影響の分析、結婚をめぐる今日なお厳しい差別の実態が紹介されている。

#### 四 中国での「職業と世系に基づく差別」

部落解放・人権研究所は一九九〇年以降、中華人民共和国の国家民族事務委員会との交流を積み重ねてきていて、本年九月にも第四次訪中団を派遣した。中国は漢民族を含めて五六民族によって構成され、五五の少数民族が暮らしている。およそ一五年に及ぶ交流の中で、漢民族の中でも「楽戸<sup>がっこ</sup>」と呼ばれる音楽に従事してきた集団が差別されてきたこと、さらには、彝<sup>イ</sup>族の中にカーストに基づく差別が存在することが判明してきている。このうち、「楽戸」については、『アジアの身分制と差別』(解

放出版社、二〇〇四年)で別府大学の好並隆司客員教授が紹介されているが、この中では、今日「楽戸」に対する差別は解消したと指摘されている。<sup>6)</sup> しかしながら今回北京で、「楽戸」の研究者である中国芸術研究院音楽研究所<sup>シヤンヤン</sup>の項陽<sup>シヤンヤン</sup>研究員と懇談する機会があったが、地方では今日なおも「楽戸」出身者に対する差別があり、半数程度が「楽戸」同士の結婚であるとの紹介があった。一方、彝族の中のカーストに基づく差別については、本特集で、中央民族大学の潘蛟<sup>パンジャオ</sup>教授による「社会主義中国におけるロロ族カースト思想の保持」と題した論文を翻訳紹介している。ロロ族とは四川省西部の凉山彝族自治区に居住する彝族の一族族名で、ロロ族の中では中国革命まで奴隷を含む四つの身分が存在していたこと、革命後も意識の面で身分意識が払拭されなかったこと、「文化大革命」によって逆に身分意識が強化されたこと、とりわけ結婚の面で今日なおも同一身分間の結婚が行われていることが紹介されている。

#### 五 差別撤廃に向けた今後の動向

二〇〇四年八月の人権小委員会では、「職業と世系に基づく差別」を調査研究する特別報告者として、横田洋三、

鄭鎮星の両委員を任命すること、二〇〇七年の人権小委員会に包括的な報告書の提出を行うことを求める決議を採択した<sup>2)</sup>。この決議は、二〇〇五年四月の国連人権委員会で承認される必要があるが、特別報告者の設置が認められると、予算が付き、事務局の協力が得られる。このことによって、世界のどの地域にどのような「職業と世系に基づく差別」が存在するか、またその撤廃のためどのような努力が行われているかがより明確になってくるであろう。二〇〇七年に提出が予定されている包括的な報告書には、「職業と世系に基づく差別」を撤廃するための原則と指針が盛り込まれることとなっている。一九二二年三月の全国水平社以来八〇有余年に及ぶ差別撤廃に向けた取り組みの蓄積をもつ部落解放運動の経験とともに、部落差別撤廃に向けた研究の蓄積に対し、期待されていることは少なくない。それとともに、国連人権小委員会等による努力が、日本の部落差別撤廃にもさまざまな貢献をすることが期待されているのである<sup>8)</sup>。

## 注

(1) 村上正直「人種差別撤廃委員会による『世系差別』に関する協議と勧告」(『部落解放研究』第一四九号、二〇〇二年一月)参照。

(2) 「職業と世系に基づく差別」小委員会決議2002/108による、アスピヨーン・アイデ氏と横田洋三氏による拡大作業文書(E/CN.4/Sub.2/2003/24) (『部落解放研究』第一五五号、二〇〇三年一月)参照。

(3) 友永健三「国連と『身分差別』問題をめぐる動向」(沖浦和光・寺木伸明・友永健三編著『アジアの身分制と差別』解放出版社、二〇〇四年九月)参照。

(4) ヒューマン・ライツ・ウォッチ/川本和弘(翻訳)「カースト差別と地球規模の課題」(『部落解放研究』第一四三号、二〇〇一年一月)参照。

(5) 福井勝義・赤坂賢・大塚和夫著『世界の歴史24 アフリカの民族と社会』(中央公論社、一九九九年一月)参照。  
(6) 好並隆司「中国の被差別民 山西楽戸をめぐって」(前掲『アジアの身分制と差別』)参照。

(7) 『解放新聞中央版』二一八四号(二〇〇四年九月六日)参照。

(8) 部落解放同盟中央本部は、二〇〇三年一月、「『職業と世系に基づく差別』を撤廃するための原則と指針の策定に向けた提言」日本における部落差別撤廃の取り組みの経験を踏まえて」を発表している(『部落解放』五三二号、二〇〇四年四月)。